「護岸際建築等相談窓口一覧」

平成31年4月

1. 都市計画運河、都市計画高潮防御施設区域内(護岸から4m以内)

運 河 : 小名木川、横十間川、北十間川高潮防御施設 : 仙台堀川、大横川、平久川、竪川

(都市計画決定 昭和22年11月26日 戦復告第122号) (都市計画変更 昭和39年 1月27日 建告第96号)

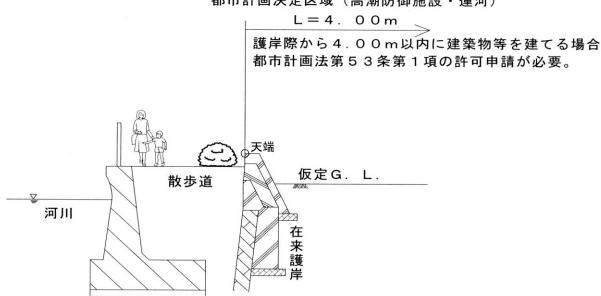
問合せ先

都市計画施設の内容について(計画年月日など): 東京都都市整備局都市基盤部調整課施設計画係(都庁第二庁舎22階) Tu (5321) 1111 内線 30-424

都市計画法第53条第1項の許可申請・建築制限の内容について: 江東区都市整備部建築課建築係(5階27番窓口) Tm (3647) 9111 内線 2942~2943

「公有地の拡大の推進に関する法律」の内容について: 江東区都市整備部都市計画課都市計画担当 (5階21番窓口) Tat (3647) 9111 内線 2911

都市計画決定区域(高潮防御施設·運河)



※護岸に近接して建築物を建てる場合は、土木部河川公園課工務係(防災センター6階2番窓口)に御相談ください。

2. 臨港地区、港湾隣接地域、海岸保全区域内

港湾法、海岸法による指導

問合せ先

東京都港湾局港湾経営部経営課指導係(都庁第二庁舎8階) 直通L (5320) 5551

3. 河川保全区域

河川法第 55 条による行為の制限

①隅田川河川区域より 10m以内

問合せ先(平成24年2月27日~平成31年秋頃)

②旧中川河川区域より 20m以内

問合せ先

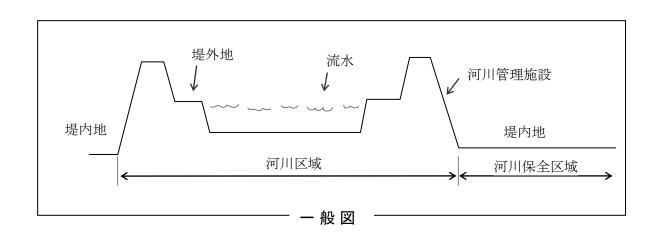
江東区土木部河川公園課工務係(防災センター6階2番窓口)

Tel (3647) 9111 内線 6461~6464

③荒川河川区域より 20m以内

問合せ先

国土交通省荒川下流河川事務所小名木川出張所 江東区大島 8 - 3 3 - 2 6 TEL (3681) 6131



4. 上記以外の区内河川における護岸際の相談

江東区土木部河川公園課工務係(防災センター 6 階 2 番窓口) \mathbb{R} (3647) 9111 内線 6461 \sim 6464